

[事案 30-306] 既払込保険料返還請求

・令和元年9月20日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、半年で解約して募集人が保険料を返金する約束をしたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年4月に契約した終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、募集人との間で、本契約を半年で解約し、募集人が保険料を返金する約束をしたにも関わらず、募集人が保険料の返金に応じない。
- (2) 本契約は、自分が望んで加入したものではないため、契約として成り立っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約を半年で解約し、保険料を返金する約束はしていない。
- (2) 当社は、申立人の真意を知らず、また知らないことに過失もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は体調不良を理由に辞退したため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、本契約を半年で解約し、保険料を返金する約束をしたとは認められず、また、申立人が本契約に対して加入意思がなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。